

平成29年特定サービス産業実態調査

機械修理業、電気機械器具修理業 調査票記入注意



この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません。

平成29年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。
- 【重要】この調査は、事業所単位の調査です。したがって、調査票の調査事項 1 「事業所名及び所在地」Ⅰ 及びⅡへあらかじめプリントされている事業所に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

＜目次＞

I. 基本的注意事項	2
II. 調査対象となる事業所	2
III. 調査事項ごとの記入注意	3
1 事業所名及び所在地	3
2 経営組織及び資本金額	3
3 本社・支社別等	4
4 年間売上高	4
5 年間売上高の契約先産業別割合	8
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	11
7 従業者数	13
参考資料1 「損益計算書」と「年間営業費用」との関係	17
参考資料2 統計法	18

お問合せ先

【経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局】
 [電話番号] 0120-332-214 (通話料無料)
 [受付時間] 9:00~19:00 (土・日・祝日を除く)

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではっきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入し、円未満は四捨五入してください。また、金額が5千円未満の場合は「0」円と記入してください。なお、四捨五入の影響で内訳の計と合計が一致しない場合は、最も大きい項目で調整してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) 記入後に訂正を行う場合は、記入した数値等の上に横線を引き、その上又は横に正しい数値を記入してください（例：2,000 ~~3,000~~）。訂正印は必要ありません。
- (5) **この調査は、事業所単位の調査です。**したがって調査票の記載は「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類901—機械修理業（電気機械器具を除く）又は同小分類902—電気機械器具修理業に属する業務を主たる業務（売上高が最も大きい業務）として営む事業所であって、かつ、以下の業務を主たる業務として営む事業所です。

具体例：

- (1) 「**機械修理業（電気機械器具を除く）**」とは、主として①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理業務を行う事業所をいいます。
- (2) 「**電気機械器具修理業**」とは、主として電気機械器具の修理業務を行う事業所をいいます。

◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、**調査の対象とはなりません。**

- ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所〔大分類 E—製造業〕
- ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所〔大分類 I—卸売業、小売業〕
- ③自動車整備業〔小分類 891〕
- ④衣服裁縫修理業〔小分類 793〕
- ⑤造船台、ドック等を有し船舶を製造又は修理する事業所〔細分類 3131—船舶製造・修理業〕
鉄道車両の製造、修理又は改造を行う事業所〔細分類 3121—鉄道車両製造業〕
鉄道業の鉄道車両修理工場〔小分類 4209—鉄道業〕
- ⑥航空機のオーバーホール業を行う事業所〔細分類 3141—航空機製造業〕
- ⑦時計（電気時計を含む）の修理を行う事業所〔細分類 9092—時計修理業〕
- ⑧プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業〔小分類 749—その他の技術サービス業〕

(※) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

検索

III. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意						
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「I 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「II 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「III 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店又は営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「I 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「II 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額</u>（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。）。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 会 社</td><td>株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。</td></tr> <tr> <td>2 会 社 以 外 の 法 人 ・ 団 体</td><td>公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 農業協同組合等の団体もこの区分になります。 (※) <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。</u>なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる<u>「外資系の会社」</u>は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td></tr> <tr> <td>3 個 人 経 営</td><td>個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。</td></tr> </table>	1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。	2 会 社 以 外 の 法 人 ・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 農業協同組合等の団体もこの区分になります。 (※) <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。</u> なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個 人 経 営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。
1 会 社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。							
2 会 社 以 外 の 法 人 ・ 団 体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 農業協同組合等の団体もこの区分になります。 (※) <u>「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。</u> なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる <u>「外資系の会社」</u> は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。							
3 個 人 経 営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。							

番号	調査事項	記入注意														
3	本社・支社別等	<p>(1) 「I 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1 単独事業所</td><td style="padding: 5px;">他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 本 社</td><td style="padding: 5px;">他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 支 社</td><td style="padding: 5px;">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。</td></tr> </table> <p>(2) 「II 事業所の系統」については、次の区分によりあなたの事業所にあてはまる事業所の系統の番号を1つ○で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">事業所の系統</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1 設備メーカーの系列企業</td><td style="padding: 5px;">機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 設備ユーザーの系列企業</td><td style="padding: 5px;">機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動等を行う企業の系列企業（輸送機関、電力系統等の大口需要者等）</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 その他（独立系）企業</td><td style="padding: 5px;">設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業</td></tr> </tbody> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。	事業所の系統	内 容 例 示	1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業	2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動等を行う企業の系列企業（輸送機関、電力系統等の大口需要者等）	3 その他（独立系）企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。															
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。 なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。															
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。															
事業所の系統	内 容 例 示															
1 設備メーカーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業															
2 設備ユーザーの系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動等を行う企業の系列企業（輸送機関、電力系統等の大口需要者等）															
3 その他（独立系）企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業															
◎次の調査事項(番号4~7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。																
4	年間売上高	<p>(1) 「I 事業所の年間売上高（消費税額を含む。）」</p> <p>① <u>事業所の年間売上高には、あなたの事業所が平成28年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p>														

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高	<p>② 本社・支社（営業所）間又は支社（営業所）相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額（提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価）を含めてください。</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入（いわゆる営業外収入）は含めないでください。</p> <p>(2) 「II I の「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記（1）の「I」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「機械修理業務」及び「電気機械器具修理業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」において記載されている業務（2頁参照）に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、該当する業務の売上高割合を記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5 年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業区分（8～10頁参照）に従ってください。</p> <p>(3) 「III 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 「機械修理業務」と「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が最も多い業務（「主たる業務」といいます（以下同じ）。）のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が 100 %となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。</p> <p>なお、合計が 100 %にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p>

番号	調査事項	記入注意												
4	年間売上高	<p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <p><機械修理業務></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） </td></tr> <tr> <td>輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 </td></tr> <tr> <td>精密機械器具 (時計を除く)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具 ・光学機械器具（顕微鏡、望遠鏡、写真機、映画用機械など） </td></tr> <tr> <td>建設・鉱山機械器具</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど </td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務</td></tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内容例示	一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） 	輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 	精密機械器具 (時計を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具 ・光学機械器具（顕微鏡、望遠鏡、写真機、映画用機械など） 	建設・鉱山機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど 	その他	○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務
業務種類区分	内容例示													
一般機械器具 (建設・鉱山機械器具を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ、原動機 ・農業用機械（農業用トラクタ、耕耘機など） ・金属加工機械（切削加工機械、プレス・鍛造機械など） ・繊維機械（紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など） ・特殊産業用機械（食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など） ・一般産業用機械（ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など） ・事務用・サービス用・民生機械器具（事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など） ・その他（消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど） 													
輸送用機械器具 (自動車・同附属品を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>自動車を除く</u>輸送用機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機整備 ・産業用運搬車両（フォークリフトなど）修理 													
精密機械器具 (時計を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>時計を除く</u>精密機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具 ・医療用機械器具 ・理化学機械器具 ・光学機械器具（顕微鏡、望遠鏡、写真機、映画用機械など） 													
建設・鉱山機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ○建設・鉱山機械器具の修理業務 ○具体的には以下の機械器具が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、コンクリートミキサ、破碎機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラックなど 													
その他	○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務													

番号	調査事項	記入注意								
4	年間売上高	<p><電気機械器具修理業務></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気機械器具</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具（電子計算機と通信機械器具を除く。）の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具（発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電気品など） ・民生用電気機械器具（ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など） ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置（X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など） ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 </td></tr> <tr> <td>情報通信機械器具</td><td>○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務（ATM装置等）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○上記以外の電気機械器具修理業務</td></tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内容例示	電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具（電子計算機と通信機械器具を除く。）の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具（発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電気品など） ・民生用電気機械器具（ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など） ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置（X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など） ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 	情報通信機械器具	○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務（ATM装置等）	その他	○上記以外の電気機械器具修理業務
業務種類区分	内容例示									
電気機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具（電子計算機と通信機械器具を除く。）の修理業務 ○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具（発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電気品など） ・民生用電気機械器具（ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など） ・電球・電気照明器具 ・電子応用装置（X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など） ・電気計測器、工業計器、医療用計測器 等 									
情報通信機械器具	○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務（ATM装置等）									
その他	○上記以外の電気機械器具修理業務									

(4) 「IV 「主たる業務」の発注元別年間売上高（消費税を含む。）」

- ① 「主たる業務」のみについて、発注元別の年間売上高を記入してください
 (対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。)。
- ② 発注元区分の内容は、次の区分に従って記入してください。

発注元区分		内容例示
法	親会社	<ul style="list-style-type: none"> ○自社の親会社からの発注 注：「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
人	親会社以外	○自社の親会社以外の法人からの発注
個	人	○法人ではなく個人からの発注

(5) 「V 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」

- ① 「主たる業務」のみについて、年間売上高の業務種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません。)。
 なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。

番号	調査事項	記入注意																						
4	年間売上高	<p>② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務種類区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常保全</td><td>○日常保守点検、1日～2日の計画修理等</td></tr> <tr> <td>定期修理</td><td>○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス</td></tr> <tr> <td>保守契約</td><td>○年間一括保守等</td></tr> <tr> <td>スポット</td><td>○突発故障や事故の対応等</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○上記以外の修理業務</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 「VI 「主たる業務」の年間売上高の契約種類別割合」</p> <p>① 「主たる業務」のみについて、年間売上高の契約種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください（対象となる業務については、国内・国外取引を問いません）。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 契約種類別割合は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約種類区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負方式</td><td>○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。（見積もり方式）</td></tr> <tr> <td>人工方式 (マンアワー)</td><td>○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。</td></tr> <tr> <td>設備単価方式</td><td>○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。</td></tr> </tbody> </table>	業務種類区分	内 容 例 示	日常保全	○日常保守点検、1日～2日の計画修理等	定期修理	○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス	保守契約	○年間一括保守等	スポット	○突発故障や事故の対応等	その他	○上記以外の修理業務	契約種類区分	内 容 例 示	請負方式	○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。（見積もり方式）	人工方式 (マンアワー)	○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。	設備単価方式	○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。	その他	○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。
業務種類区分	内 容 例 示																							
日常保全	○日常保守点検、1日～2日の計画修理等																							
定期修理	○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス																							
保守契約	○年間一括保守等																							
スポット	○突発故障や事故の対応等																							
その他	○上記以外の修理業務																							
契約種類区分	内 容 例 示																							
請負方式	○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。（見積もり方式）																							
人工方式 (マンアワー)	○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。																							
設備単価方式	○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいいます。																							
その他	○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。																							
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1) 「I 「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」</p> <p>① 契約先（取引相手）の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい数字の増減で調整してください。</p> <p>② 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th><th>業種例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td><td>一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td></tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																		
産業区分	業種例示																							
建設業	一般土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業																							

番号	調査事項	記入注意																		
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th><th>業種例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td><td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業</td></tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td></tr> <tr> <td>情報通信業</td><td>通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）</td></tr> <tr> <td>運輸業 郵便業</td><td>鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）</td></tr> <tr> <td>卸売業 小売業</td><td>卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）</td></tr> <tr> <td>金融業 保険業</td><td>銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</td></tr> <tr> <td>不動産業 物品賃貸業</td><td>不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業</td></tr> <tr> <td>学術研究 専門・技術 サービス業</td><td>学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）</td></tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）	運輸業 郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）	卸売業 小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）	金融業 保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	不動産業 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業	学術研究 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）
産業区分	業種例示																			
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維（衣服・その他の繊維製品を含む。）、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製造業																			
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業																			
情報通信業	通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）																			
運輸業 郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業（こん包業など）、郵便業（信書便事業を含む）																			
卸売業 小売業	卸売業（商社、一般卸売店、代理商・仲立業など） 小売業（百貨店・スーパー、専門店などの小売店、製造小売業など）																			
金融業 保険業	銀行業（普通銀行、郵便貯金銀行など）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）																			
不動産業 物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業																			
学術研究 専門・技術 サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業（興信所、翻訳業など））、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業）																			

番号	調査事項	記入注意																	
5	年間売上高の契約先産業別割合 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th><th>業種例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊業 飲食サービス業</td><td>宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業</td></tr> <tr> <td>生活関連 サービス業 娯楽業</td><td>洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））</td></tr> <tr> <td>教育 学習支援業</td><td>学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））</td></tr> <tr> <td>サービス業 (同業者を除く)</td><td>廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）</td></tr> <tr> <td>公務</td><td>国家公務及び地方公務</td></tr> <tr> <td>同業者</td><td>「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（次頁(※)参照）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td><td>農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。</td></tr> <tr> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td></tr> </tbody> </table>	産業区分	業種例示	宿泊業 飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業	生活関連 サービス業 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））	教育 学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））	サービス業 (同業者を除く)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）	公務	国家公務及び地方公務	同業者	「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（次頁(※)参照）	その他	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業種例示																		
宿泊業 飲食サービス業	宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業）、飲食店（食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店など）、持ち帰り・配達飲食サービス業																		
生活関連 サービス業 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業（カラオケボックス業など））																		
教育 学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））																		
サービス業 (同業者を除く)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業（ディスプレイ業など））、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）、外国公務（外国公館、その他の外国公務）																		
公務	国家公務及び地方公務																		
同業者	「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者（同一企業間の企業内取引を含む）（次頁(※)参照）																		
その他	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、医療業（病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業）、保健衛生（保健所、健康相談施設、その他の保健衛生）、社会保険・社会福祉・介護事業（社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業）、複合サービス事業（郵便局、協同組合）など ※海外（国外）取引による売上高は、ここに含めてください。																		
	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。																		

番号	調査事項	記入注意						
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p><u>(※) 契約先産業区分における「同業者」について</u></p> <p>①あなたの事業所が「機械修理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。 <p>②あなたの事業所が「電気機械器具修理業」である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約先が「電気機械器具修理業」を営む場合は、「同業者」としてください。 ・契約先が「機械修理業」を営む場合は、「同業者」ではなく「サービス業（同業者を除く）」としてください。 <p>③契約先が「機械修理業」か「電気機械器具修理業」かの判断が困難な場合には、「同業者」としてください。</p> <p>④「機械修理業」及び「電気機械器具修理業」の業務の定義は、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる事業所」において記載されている内容（2頁参照）に従ってください。</p>						
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 事業所(企業ではありません。)の年間営業費用（消費税額を含む。）」</p> <p>「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額に消費税額を含めて記入してください（回答は「事業所単位」）。</p> <p>例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人事費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬を合算して記入してください。</p> <p>また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。（17頁【参考資料1】参照）</p> <p>① <u>年間営業費用には、あなたの事業所の平成28年1月1日から12月31日までの1年間の営業費用を記入してください。</u></p> <p>なお、平成28年1月1日から12月31日までの1年間で記入できない場合は、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、営業外費用（支払利息、割引料、為替差損等）は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">費用区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">給与支給総額</td> <td style="padding: 5px;"> ○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">外注費</td> <td style="padding: 5px;"> ○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。	外注費	○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。
費用区分	費用例示							
給与支給総額	○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額（基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの）及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者（他の会社など別経営の事業所で働いている人）」がいる場合は、その給与も含めてください。							
外注費	○業務の一部又は全部を国内・国外の他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。							

番号	調査事項	記入注意																			
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">減価償却費</td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃料</td> <td>土地・建物</td> <td>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバー)とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械・装置</td> <td>その他</td> <td>○自動車、複写機、プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は17頁を参照してください。</p> <p>(2) 「II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p>	費用区分		費用例示	減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。	賃料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバー)とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	機械・装置	その他	○自動車、複写機、プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など			
費用区分		費用例示																			
減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。																			
賃料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																			
	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバー)とその附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
機械・装置	その他	○自動車、複写機、プリンタなど「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など																			

番号	調査事項	記入注意																		
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	(3) 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）とその附属装置などの購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物・その他の有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など</td> </tr> <tr> <td></td><td>無形固定資産</td><td>○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td></tr> </tbody> </table>			資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）とその附属装置などの購入に要した金額	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額	建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など		無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																		
有形固定資産	機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）とその附属装置などの購入に要した金額																		
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など（情報通信機器を除く。）の購入に要した金額																		
建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した金額 ○既存の土地を整備することに要した金額																		
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した金額 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した金額 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など																		
	無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産（法律的権利又は経済的権利）の購入に要した金額 例：借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																		
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成29年7月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。 <u>なお、あなたの事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u>（別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>② 上記①において「うち、別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。 なお、転籍出向者は人数に含めないでください。</p>																		

番号	調査事項	記入注意															
7	従業者数	<p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内 容 例 示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。 <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td></tr> <tr> <td>② 有 給 役 員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 </td></tr> <tr> <td>常用雇用者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 </td></tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 </td></tr> <tr> <td>④パート・アルバイトなど</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） </td></tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴事業所（貴社）の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（次頁（※）参照） </td></tr> </tbody> </table>		雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。 <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有 給 役 員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 	常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 	④パート・アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） 	(就業時間換算雇用者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴事業所（貴社）の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（次頁（※）参照）
雇用形態区分	内 容 例 示																
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」欄に記入してください。 <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「<u>3 個人経営</u>」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>																
② 有 給 役 員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 																
常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成29年5月、6月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 																
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 																
④パート・アルバイトなど	<ul style="list-style-type: none"> ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。） 																
(就業時間換算雇用者数)	<ul style="list-style-type: none"> ○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴事業所（貴社）の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（次頁（※）参照） 																

番号	調査事項	記入注意										
7	従業者数	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td><td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td></tr> <tr> <td>総計 (①～⑤の合計)</td><td>○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）</td></tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</td><td>○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人</td></tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</td><td>○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイトなど」欄に「4」と記入します。</p> <p>次に、貴事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間の場合は、 $24 \times 4 \div 40 = 2.4$</p> <p>となりますので、「就業時間換算雇用者数」には小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入してください。</p> <p>(4) 「II 「主たる業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 事業所の<u>事業従事者数</u>のうち「主たる業務」に携わる人数を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務（例えば、就業時間数の多かった部門）で区分してください。 （「主たる業務」とは、「機械修理業務」及び「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が最も多い業務をいいます。）</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> $\left. \begin{array}{l} \text{事業従事者数} \\ = \text{「従業者数 (I 欄の従業者数総計 (①～⑤の合計)) 」} \\ - \text{「別経営の事業所に派遣している人」} + \text{「別経営の事業所から派遣されている人」} \end{array} \right]$ </div> <p>② 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。 なお、1人が複数の部門の業務に従事している場合には、主たる部門に含めてください。</p>	雇用形態区分	内容例示	⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計 (①～⑤の合計)	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人
雇用形態区分	内容例示											
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人											
総計 (①～⑤の合計)	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計（総計欄）											
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人											
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	○「①個人業主」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人											

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部 門</td> <td> <input type="checkbox"/> 一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <input type="checkbox"/> 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">技術部門</td> <td><input type="checkbox"/> 機械部門</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 計装部門</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報処理部門</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 検査部門</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他部門</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td><input type="checkbox"/> 上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p>	部門区分	内容例示	管理・営業部 門	<input type="checkbox"/> 一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <input type="checkbox"/> 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		技術部門	<input type="checkbox"/> 機械部門	<input type="checkbox"/> 計装部門	<input type="checkbox"/> 情報処理部門	<input type="checkbox"/> 検査部門	<input type="checkbox"/> その他部門	その他の	<input type="checkbox"/> 上記以外の業務に従事する人
部門区分	内容例示															
管理・営業部 門	<input type="checkbox"/> 一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <input type="checkbox"/> 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
技術部門	<input type="checkbox"/> 機械部門															
	<input type="checkbox"/> 計装部門															
	<input type="checkbox"/> 情報処理部門															
	<input type="checkbox"/> 検査部門															
	<input type="checkbox"/> その他部門															
その他の	<input type="checkbox"/> 上記以外の業務に従事する人															

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『機械修理業、電気機械器具修理業調査票の場合』

損益計算書 自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高（営業収入）	
II 売上原価（営業原価）	
・人件費 ・外注費 ・減価償却費 ・賃借料 ・消耗品費　・特許・商標等使用料 ・仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高） など	「給与支給総額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」 「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料 ・賃金　・手当（通勤手当を含む。）・賞与 ・外注費 ・減価償却費 ・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料） ・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃借料」以外の機械・装置賃借料） ・不動産賃借料 ・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費 ・見本費 ・保管費 ・納入試験費 ・福利厚生費 ・法定福利費 ・販売及び一般管理部門関係の交際費 ・旅費交通費 ・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕費・支払手数料（ロイヤリティを含む。） など	「給与支給総額」 「外注費」 「減価償却費」 「賃借料」の「情報通信機器」 「賃借料」の「その他」 「賃借料」の「土地・建物」 「その他の営業費用」
営業利益××	

本調査における「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額に消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

【参考資料2】

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして

総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

